

「福島市旧佐久間邸」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月26日	現場説明会	2団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月27日～30日		質問なし
3	8月2日	質問への回答	「旧佐久間邸」分は該当なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (定住交流課)	2団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (市民会館・401号室)	2団体面接 ・時間：午後1時40分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月28日	第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

- ・「株式会社NEOソリューション」／最終合計点：65.91点（交渉順位第1位）
- ・「A 団体」／最終合計点：51.08点（交渉順位第2位）

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位	第2位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.70点	2.80点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	13.20点	9.90点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	4.50点	2.70点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	3.90点	3.50点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.05点	1.70点
⑥ 社会的価値の実現	15%	6.60点	4.65点
⑦ 安定した施設運営	15%	5.40点	5.40点
合計	100%	39.35点	30.65点
※管理運営委員会委員が6名につき1項目60点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		65.58点	51.08点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.33点を加点）した最終合計点		65.91点	51.08点

【評価コメント】第1位

① 施設の設置目的の理解

- ・施設の設置目的を把握し、今後の展開を具体的に描いていると考える。
- ・目標値に対する考え方にあいまいな点があった。
- ・設置目的等は理解されているが、来場者の目標値のは多少大きく見込んでいる。
- ・施設の設置目的を理解した管理運営方針となっているが、年度ごとの目標値の設定が不明瞭であった。

② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進

- ・利用者に喜んでもらえる計画立案をされている。
- ・従前利用した団体にもDMを発送し、再利用を呼び掛けるなど丁寧な対応が見られる。
- ・市民の交流施設、地域の観光資源として、利用者のニーズに対応した企画を実施している。

④ 効率的な施設の維持管理

- ・利用者の安全性を考えて推進されている。
- ・具体的な施設の維持管理についての説明が不足していた。
- ・具体的な保守管理計画が示されていない。

⑤ 関係法令等の遵守体制

- ・日本工業規格に基づき、従業員に遵守させている。
- ・職員に対して法令順守を啓発する取組みが行われていると考える。
- ・個人情報マネジメントシステムを確立し、個人情報保護及び秘密漏洩防止に取り組んでいる。
- ・プライバシーマークを取得するなど、標準以上の対策が講じられている。

⑥ 社会的価値の実現

- ・人生経験豊かな人材を雇用して職場に配置されている。
- ・定年制の引上げや女性の役職抜擢など人材確保に向けた取組みを行っている。
- ・特別雇用を用いて人材確保に努めている上、障がい者の雇用や女性の登用にも積極的である。

⑦ 安定した施設運営

- ・様々な施設管理を手掛けているほか、緊急時の連絡体制なども構築されてる。
- ・該当施設の施設管理実績のみで他の類似施設実績なし。
- ・平成30年度から当該施設を運営しており、業務遂行能力に問題はないと思われる。

【評価コメント】第2位

① 施設の設置目的の理解

- ・施設の設置目的についての理解が十分ではないように見受けられた。・数値目標の設定がなく、抽象的だった。

② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進

- ・季節ごとのイベントを企画して取り組むことは大変よいと思う。・施設利用促進のための方策は提示されている。・指定管理料による取組については提案されているが、自主事業の提案が示されていない。

④ 効率的な施設の維持管理

- ・明確な保守管理点検等が打ち出されていてよい。
- ・定期的な保守管理は計画されている。
- ・法廷点検以外の施設管理についての記載がなかった。
- ・保守管理点検について計画しているが、管理連絡体制は整理されていない。

⑤ 関係法令等の遵守体制

- ・コンプライアンスマニュアルは社内規定なので、会社としてどのように個人に教育をしているのか不明瞭である。

- ・法令順守に係る研修実施など具体的な職員への啓発内容が不明瞭である。
- ・コンプライアンス規程、個人情報管理規程を作成している。
- ・顧客の個人情報に対する管理規定が示されていない。

⑥ 社会的価値の実現

- ・女性の役職抜擢や高齢者の雇用などの取組みに係る記載がなかった。
- ・具体的な取組みが不明瞭である。

⑦ 安定した施設運営

- ・施設管理については、様々な施設管理を手掛けている実績から安定した管理運営が期待できる。
- ・同様の事業について実績がほとんど無く、業務遂行能力を有する職員計画が示されていない。

4 参考

■提案内容の評価の視点

- ① 施設の設置目的の理解
 - ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
 - イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

- ② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進の考え方
 - ア 上記ア、イを踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

- ③ 指定管理料（費用）設定の考え方
 - ア 標準的経費により採点
 - イ 必要な費目の設定は妥当か

- ④ 効率的な施設の維持管理に関する考え方
 - ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か

- ⑤ 関係法令等の遵守体制
 - ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

- ⑥ 社会的価値の実現
 - ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

- ⑦ 安定した施設運営
 - ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか
 - イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
 - ウ 団体の経営状況は良好か

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1 趣旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、良好な業務評価の指定管理者については、インセンティブを付与する。

2 インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

- ① これまでの指定管理者については、平成31年度～令和4年度の4か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

② 加点数算出方法

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。